

＝ 昭和町建設工事等入札契約関係説明 ＝

●現場説明（会場及び現地での説明は、原則として廃止する。）

- \* 指名通知・・・郵送を原則とする。
- \* 設計図書・・・指名通知に同封
- \* 設計図書及び現場状況の質問は、FAXまたはメールでおこなう。
  - 質問は、総務課契約担当まで
  - 質問受付は、原則として入札3日前までとする。

●入札関係

- \* 入札心得熟読のこと（HPに掲載）
- \* 入札保証金免除（指名通知に明記）
- \* 入札書（HPに掲載）
- \* 入札代理人（委任状の提出）・・・提出なき場合は、棄権扱いとする。
- \* 委任状（様式は任意とするが、用紙サイズはA4版とする。）
  - 委任日は、指名通知後で入札当日の日までとする。
  - 入札番号、事業名（工事名）、工事場所記入
  - 委任者の署名、押印
  - 受任者の署名、押印
- \* 入札
  - 入札は、予定価格公表を実施している為、原則1回とする。
  - 低入札価格調査制度を実施している場合、調査基準価格を下回った入札物件は保留とし、調査を実施する。
  - 最低制限価格を設定している場合は、予定価格と最低制限価格の間で最低入札額を落札とする。
  - 落札なき場合は、入札不調とし、不落随契は行わない。
  - 入札不調の場合は、指名業者を全て入替えとする。
  - 入札書は封筒に入れ、提出する。
  - 封筒の表示・・・入札年月日、入札番号、宛名（町長）、工事名  
工事場所、社名及び社印・割印

\* 落札者の決定

- 予定価格以下、最低制限価格以上の入札者で最低金額を入札した者  
(最低制限価格設定の場合)
- 予定価格以下、調査基準価格以上の入札者で最低金額を入札した者  
但し、調査基準価格以下で入札した場合、調査を実施し、工事施工が十分可能であることが確認された場合は、その者を落札者とする。  
確認できない場合は、次点の者を落札者とする。  
(調査基準価格以上とする)(低入札価格調査制度の場合)
- 内訳書の提出・・・入札の際に、積算根拠として内訳書を提出する。  
閲覧設計書を基に数値を記入する。なお、内訳書提出なき場合は、失格扱いとする。

\* 最低制限価格・・・設定の有無を指名通知に明記

\* 調査基準価格・・・設定の有無を指名通知に明記

\* 入札辞退届・・・様式は HP に掲載

日付は、指名通知後で、入札当日の日まで  
入札番号、事業名(工事名)、工事場所、辞退理由

●契約関係

\* 契約保証金・・・契約金額の百分の十以上の金額(指名通知明記)

- 請負金額 300 万円以上の契約
- 変更契約には、契約保証金を徴収しない
- 委託契約・物品購入契約は免除

\* 前払金・・・指名通知に明記

- 請負金額が 130 万円以上で、工期が 1 ヶ月を超える工事
- 率は 40 % 以内として、10 万円単位の支払いとする。
- 請負金額が 130 万円以上で、業務期間が 3 ヶ月以上の業務委託
- 率は 30 % 以内として、10 万円単位の支払いとする。

\* 中間前払金・・・指名通知に明記

- 請負金額が 500 万円以上の工事
- 率は 20 % 以内として、10 万円単位の支払いとする。

委託契約無し（対象外）

部分払・・・指名通知に明記

契約日・・・入札結果通知を受けた日から7日以内

工期・・・契約日の翌日から完成日までとする。  
保証書による完成日の変更は認めない。

契約書・・・契約担当で用意（袋とじとする）  
設計書のみで図面は不用

提出先・・・総務課 契約書・契約保証金等  
担当課 前払金請求書・着手届等関係書類

#### ※注意事項

- ① 一括下請けの禁止
- ② 現場完成度
- ③ 住民対応
- ④ 現場の安全管理
- ⑤ 工期厳守
- ⑥ その他

注意事項等の状況により指名停止処分等実施する場合がある。